

○東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年3月1日

規則第5号

東京都台東区乳幼児の医療費の助成に関する条例に基づき制定

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月台東区条例第43号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第3条 削除

(施設の範囲)

第4条 条例第3条第1項第1号ウに規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する1号対象者の子ども又は2号対象者に係る医療保険各法による被保険者等が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。))がいる場合は、当該施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除く。)とする。

第5条から第7条まで 削除

(医療証)

第8条 条例第4条第1項の規定による申請(以下「医療証交付申請」という。))は、医療証交付申請書兼現況届(第1号様式)に、1号対象者の子ども又は2号対象者が医療保険各法の規定による被保険者等であることを証する書類を添えて行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、1号対象者が医療費の助成を受けようとする場合は、当該1号対象者の子どもを監護していることを明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

3 区長は、第1項の申請があった場合において、1号対象者又は2号対象者(以下これらを「対象者」という。))と決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる医療証を交付し、また、対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書(第2号様式)により通知する。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「乳幼児」という。))を監護する1号対象者 乳幼児医療証(第3号様式)

(2) 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「義務教育就学児」という。))を監護する1号対象者 義務教育就学児医療証(第3号様式の2)

(3) 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「高校生等」という。))を監護する1号対象者及び2号対象者 高校生等医療証(第3号様式の3)

4 6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証の交付を受けている子どもを監護している1号対象者が、引き続き4月1日以降に医療費助成を受けようとする場合は、区長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。

(医療証の有効期間)

第9条 医療証の有効期間は、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める日から、9月30日までとし、毎年10月1日に更新する。ただし、当該有効期間は、乳幼児医療証にあつては乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日を超えない範囲とし、義務教育就学児医療証にあつては義務教育就学児が15歳に達する日以後の最初の3月31日を超えない範囲とし、高校生等医療証にあつては、高校生等が18歳に達する日以後の最初の3月31日を超えない範囲とする。

(1) 前条第1項の申請の日の属する月(以下「医療証交付申請月」という。))の初日に既に条例第3条の規定による助成を受けることができる資格(以下「助成資格」という。))を有していた者 医療証交付申請月の初日

(2) 医療証交付申請月の途中で助成資格を有することとなった者 助成資格を有することとなった日

2 前項の規定にかかわらず助成資格を有することとなった者が、助成資格を有することとなった日の翌日から起算して3月以内に申請した場合に限り、医療証の有効期間の開始日は助成資格を有することとなった日からとする。ただし、3月以内に申請できなかったことにつき、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(医療証の再交付)

第10条 医療証の交付を受けた対象者(以下「受給者」という。))は、医療証の破損、汚損又は紛失があったときは、医療証再交付申請書(第4号様式。以下「再交付申請書」という。))により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請には、破損し、又は汚損した医療証を添付しなければならない。

3 受給者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかにその医療証を区長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第11条 条例第7条ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 医療保険各法により子どもにかかる療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 医療保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額を医療機関に支払ったとき。
- (3) [前2号](#)に定める場合のほか、区長が特別に必要があると認めたとき。

第12条 [前条](#)に規定する方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、医療助成費支給申請書([第5号様式](#))により区長に申請しなければならない。

- 2 [前条第1号](#)に規定する理由により[前項](#)の申請を行う場合には、[同号](#)の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。
- 3 [前条第2号](#)に規定する理由により[第1項](#)の申請を行う場合には、医療保険各法により受けた医療に関する給付の内容を証する書類及び領収書を添付しなければならない。
- 4 区長は、[前3項](#)の規定により申請があった場合において、医療費の助成をすることに決定したときは、医療助成費支給決定通知書([第6号様式](#))により、医療費の助成をしないことに決定したときは、医療助成費支給申請却下決定通知書([第7号様式](#))により通知する。

(届出)

第13条 [条例第8条第1項](#)に規定する届出は、申請事項変更届兼受給資格消滅届([第8号様式](#))に医療証及び申請した事項の変更の事実を証することができる書類を添えて、これらを区長に提出することによって行わなければならない。

- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、[住民基本台帳法\(昭和42年法律第81号\)第23条](#)の規定による転居届があったときは、その届出と同一の事由に基づく[同項](#)の届出があったとみなす。この場合において、医療証は、区長に提出しなければならない。
- 3 [条例第8条第3項](#)に規定する届出は、第三者行為による傷病届([第9号様式](#))により行わなければならない。
- 4 [条例第8条第2項](#)に規定する届出は、医療証交付申請書兼現況届により行わせるものとする。この場合において、区長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(受給資格の消滅)

第14条 区長は、受給者からの届出又は公簿等による確認により、受給者が資格を失う又は失ったと認めたときは、受給資格消滅通知書([第10号様式](#))により当該受給者又は受給者であった者に通知する。

- 2 受給者は、受給者でなくなったときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。
- (損害賠償の請求権の譲渡)

第15条 [条例第9条の2第1項](#)の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、子ども医療費助成制度に係る債権譲渡について([第11号様式](#))を区長に提出することにより行わなければならない。

- 2 [条例第9条の2第2項](#)の規定による通知は、債権譲渡通知書([第12号様式](#))により行うものとする。

(添付書類の省略)

第16条 区長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(公簿等の確認)

第17条 区長は、[条例](#)及びこの規則の施行のため必要と認めるときは、必要な公簿等を確認することができる。

(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、[第1条](#)から[第5条](#)まで、[第7条](#)、[第10条第1項](#)及び[第2項](#)並びに[第11条](#)から[第13条](#)までの規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年12月16日規則第59号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

付 則(平成7年3月31日規則第15号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成8年3月22日規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年6月13日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年12月26日規則第64号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

付 則(平成10年9月25日規則第61号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の東京都台東区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により助成の対象とすべき者についての認定手続きは、公布の日から行うことができる。

付 則(平成11年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年6月30日規則第75号)

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成13年10月1日規則第81号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年10月1日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年12月14日規則第72号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第8条の改正規定、第9条第1項の改正規定、第10条第1項の改正規定、第13条第1項の改正規定(「申請事項変更届(第8号様式)又は受給資格消滅届(第9号様式)」を「申請事項変更届兼受給資格消滅届(第8号様式)」に改める部分に限る。)及び第14条の改正規定並びに第1号様式から第3号様式までの改正規定、第3号様式の次に1様式を加える改正規定、第4号様式の改正規定、第8号様式の改正規定、第9号様式の改正規定及び第10号様式を削る改正規定は、公布の日から、第10条中第3項を第5項とし、同条第2項の次に2項を加える改正規定は、平成17年1月25日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により助成の対象とすべき者についての医療証の交付申請、交付決定及び再交付申請は、公布の日から行うことができる。
- 3 新規則の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の東京都台東区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成17年3月31日規則第35号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成18年9月29日規則第70号)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3号様式及び第3号様式の2による医療証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第3号様式及び第3号様式の2様式による医療証とみなす。
- 3 この規則施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成19年12月1日規則第128号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成22年3月31日規則第30号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成24年7月6日規則第60号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成26年3月31日規則第26号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第2条の規定による改正後の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 5 この規則施行の際、第2条の規定による改正前の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成28年3月31日規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年4月2日規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和4年1月21日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和4年12月20日規則第130号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定により助成の対象とすべき者についての認定手続きは、公布の日から行うことができる。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第8条、第13条関係)

第1号様式(第8条、第13条関係)

台東区子ども医療費助成 医療証交付申請書 兼 現況届

台東区長 殿

下記のとおり

医療証の交付を申請します。

現況の届出をします。

なお、申請時・毎年の更新時の審査を受けるため、所得状況、他の医療費助成制度の受給状況、年金及び健康保険の加入状況等を公簿等により確認することに同意します。

受 付
新規・増

申請日	年 月 日	(太枠の中を記入してください。該当事項を○で囲んでください。)									
請求者(子どもが中学校を卒業し、子ども本人が生計を維持している場合は、子ども本人)	フリガナ				生 年 月 日	年 月 日					
	氏 名				子どもとの続柄	父・母・祖父・祖母・本人・その他()					
	住 所	丁目 番 一 号 方			電話	— — — —					
	1月1日時点の住所 (1~5月分は前年、 6~12月分は本年)		同上・								
配偶者 (妻又は夫)	有	氏 名			生年月日	年 月 日					
	無	住 所	1月1日時点の住所(1~5月分は前年、6~12月分は本年)								
子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子ども)について、記入してください。	フリガナ	生年月日 (年齢)	続柄 (出生順)	同居・別居・ 海外留学出国年月	監護	生計 関係	種 別	医療証受給者番号			
	氏 名	(歳)	子 (第 子)	同居・別居・ 海外留学 (年 月~)	有 ・ 無	同一 ・ 維持		資格取得年月日			
		(歳)	子 (第 子)	同居・別居・ 海外留学 (年 月~)	有 ・ 無	同一 ・ 維持	乳 ・ 子 ・ 青	年 月 日			
		(歳)	子 (第 子)	同居・別居・ 海外留学 (年 月~)	有 ・ 無	同一 ・ 維持	乳 ・ 子 ・ 青	年 月 日			
		(歳)	子 (第 子)	同居・別居・ 海外留学 (年 月~)	有 ・ 無	同一 ・ 維持	乳 ・ 子 ・ 青	年 月 日			
加入健康保険	1 社保 2 共済 3 国保 4 国保組合(都内・都外) 5 その他()										

第2号様式(第8条関係)

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

東京都台東区長

印

台東区子ども医療費助成
医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査しましたが、あなたは次の理由で子ども医療費助成制度の対象となりませんので通知します。

理 由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式(第8条関係)

第3号様式(第8条関係)

(表)

㊤ 医 療 証	
負担者番号	
受給者番号	
子ども	氏 名
	生年月日
保護者等	住 所
	氏 名
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の者は、東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を台東区が助成するものであることを証明する。	
東京都台東区長 印	
交付年月日	年 月 日

(裏)

ご 注 意

- 1 この制度による診察をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証と一緒に提出してください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときや、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額分については、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

第3号様式の2(第8条関係)

第3号様式の2(第8条関係)

(表)

㊦ 医 療 証	
負担者番号	
受給者番号	
子ども	氏 名
	生年月日
保護者等	住 所
	氏 名
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の者は、東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を台東区が助成するものであることを証明する。	
東京都台東区長 印	
交付年月日	年 月 日

(裏)

ご 注 意

- 1 この制度による診察をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証と一緒に提出してください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときや、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額分については、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返してください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

第3号様式の3(第8条関係)

第3号様式の3(第8条関係)

(表)

㊦ 医 療 証	
負担者番号	
受給者番号	
子ども	氏 名
	生年月日
保護者等	住 所
	氏 名
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の者は、東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を台東区が助成するものであることを証明する。	
東京都台東区長 ㊦	
交付年月日	年 月 日

(裏)

ご 注 意

- 1 この制度による診察をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証と一緒に提出してください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときや、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額分については、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

第4号様式(第10条関係)

第4号様式(第10条関係)

台東区子ども医療費助成
医療証再交付申請書

年 月 日

台東区長 殿

保護者等
住所

氏名

電話番号

次の理由により、医療証の再交付を申請します。

医療証	種 類	乳幼児医療証	子ども医療証	高校生等医療証
	負担者番号			
	受給者番号			
子ども	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年	月	日 生
申 請 理 由		1 なくした 2 汚した・破った 3 その他(具体的に記入)		
		(医療証の添付 あり なし)		

処理欄	受 付 処 理	健康保険証変更	あり	なし
	医療証再交付年月日	.	.	

第5号様式(第12条関係)

第5号様式(第12条関係)

台東区子ども医療費助成
医療助成費支給申請書

医療証	負担者番号								支給決定額			
	受給者番号									円		
健康保険証	被保険者証 被記号・番号								被保険者氏名			
	子ども 氏名								子ども資格 取得年月日	年 月 日		
	保険者名称								保険者番号			
診療報酬明細書	診療期間	区分	病院等の名称 (医療機関コード)	領収書 枚数	申請の種類			医療費の内訳				
					1 一般	5 移送	医療費総額	総保険点数 (日数)	負担額 (申請額)			
	自 . .	外来			2 歯科	6 補装具	円	点(日)	円			
	至 . .	入院			3 薬剤	7 食事代						
		食事代			4 看護	8 その他						
自 . .	外来			1 一般	5 移送	円	点(日)	円				
至 . .	入院			2 歯科	6 補装具							
	食事代			3 薬剤	7 食事代							
自 . .	外来			4 看護	8 その他	円	点(日)	円				
至 . .	入院			1 一般	5 移送							
	食事代			2 歯科	6 補装具							
自 . .	外来			3 薬剤	7 食事代	円	点(日)	円				
至 . .	入院			4 看護	8 その他							
	食事代											
申請の理由	1 医療証発行前の受診 2 都外受診 3 医療証を取り扱っていなかった 4 その他()											
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 (店番号)							種別	口座番号			
								1 普通				
								2 当座	口座名義人(カナシメイ)			
上記のとおり、医療助成費の支給を申請します。 年 月 日 台東区長殿												
							保護者等	住所			
								氏名			
								電話番号			

※ 太枠の中を記入してください。
該当事項を○で囲んでください。

第6号様式(第12条関係)

第6号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

東京都台東区長

印

台東区子ども医療費助成
医療助成費支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました_____の医療助成費につきましては、審査の結果、_____円をお支払いすることに決定しましたので通知します。

記

申請の種類	1一般 2歯科 3薬剤 4看護 5移送 6補装具 7その他
外来・入院の別	1 外来 2 入院 3 食事代
診療を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療費総額	円
支給決定額	円
病院などの名称	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式(第12条関係)

第7号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

東京都台東区長



台東区子ども医療費助成
医療助成費支給申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました_____の医療助成費の支給について審査しましたが、下記の理由で子ども医療助成費の支給対象となりませんので通知します。

記

申請の種類	1 一般 2 歯科 3 薬剤 4 看護 5 移送 6 補装具 7 その他
外来・入院の別	1 外来 2 入院 3 食事代
診療を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療費総額	円
支給申請額 (本人支払額)	円
病院などの名称	
理由	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第13条関係)

第8号様式(第13条関係)

台東区子ども医療費助成
申請事項変更届兼受給資格消滅届

医療証	負担者番号								
	受給者番号								
子ども	氏名								
	生年月日	年	月	日生	年	月	日生		
保護者等	氏名								

変更の場合	変更事項	1 氏名変更(保護者等・子ども) 2 住所変更 3 加入健康保険変更 4 その他	
	変更年月日	年 月 日	
	変更内容	変更前	変更後

消滅の場合	消滅理由	1 他の市区町村に転出 転出先住所 〒 電話番号 2 生活保護受給 年 月 日 保護開始 3 他の公的医療費助成受給の開始 4 保護者等変更 5 その他()
	消滅年月日	年 月 日

申請事項を変更
上記のとおり、子ども医療費助成制度の しましたので、届け出ます。
受給資格が消滅

年 月 日

台東区長 殿

住所 _____
氏名 _____

第9号様式(第13条関係)

第9号様式(第13条関係)

乳子青 第三者行為による傷病届

対象となる子ども (被害者)	医療証	負担者番号									被保険者証 記号・番号	
		受給者番号									被保険者氏名	
	氏名	(年 月 日生)									保険者名称	
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時										発生場所	
	原因及び 被害の状況											
第三者 (加害者)	住所											
		氏名									電話番号	
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名								電話番号	
			所在地									
		任意保険	保険会社名								電話番号	
			所在地									

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

台東区長 殿

保護者等

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

第10号様式(第14条関係)

第10号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

東京都台東区長



台東区子ども医療費助成
受給資格消滅通知書

次のとおり、子ども医療費助成制度の受給資格が、消滅しましたので通知します。

記

- 1 受給資格消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

- ① この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- ② この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記①の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式(第15条関係)

第11号様式(第15条関係)

子ども医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

台東区長 殿

保護者等	住 所
	氏 名
	電話番号

東京都台東区子どもの医療費の助成に関する条例第9条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について東京都台東区から助成を受けた額の限度において、私が加害者 _____ に対して有する下記損害賠償請求権を台東区に譲渡します。

記

譲渡する債権	対象となる子どもの氏名(被害者)	(年 月 日生)			
	債権額	金 円			
	発生日時		発生場所		
	原因及び被害の状況				
債務者(加害者)	住 所				
	氏 名		電話番号		
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険会社名		電話番号
			所在地		
	任意保険	任意保険	保 険会社名		電話番号
			所在地		

第12号様式(第15条関係)

第12号様式(第15条関係)

債権譲渡通知書

年 月 日

殿

譲渡人 住所 台東区
氏名

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので
通知します。

記

1 債権額 金 円

2 債権発生の原因である事実

3 譲渡日 年 月 日

4 譲受人 台東区
東京都台東区東上野四丁目5番6号

備考

- 1 必ず郵便法(昭和22年法律第165号)第48条第1項の規定による内容証明を受けてください。
- 2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。